平成３０年（フ）第６４号
石川県野々市市粟田１丁目50番地　リバーサイドＮＳ202号、従前の住所石川県七尾市石崎町ヨ部71番地21（従前々の住所）埼玉県狭山市入間川３丁目33番６－602号
債務者　塚原　正勝
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本光　章浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５２号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番３－1002号
債務者　内山　英樹
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１４２号
長崎県長崎市平戸小屋町５番22号
債務者　深井　由貴
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０５号
愛知県岡崎市大和町字荒田36番地１　大和ビレッジ　Ａ－401、前住所滋賀県大津市衣川１丁目30番１号
債務者　ｃｋ２カットハウス木の実こと　三十木德重
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　克俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
長野県小諸市大字耳取823番地
債務者　村松　剛志
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木角　一夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第７７号
宮崎市中西町290番地３　サニーハイツ303号、前住所宮崎市清武町新町２丁目８番地６
債務者　川野　吉孝
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤田幸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７８号
宮崎市中西町290番地３　サニーハイツ303号、前住所宮崎市清武町新町２丁目８番地６
債務者　川野美奈子（旧姓久徳）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤田幸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１４号
長野県諏訪郡下諏訪町8941番地
債務者　中村美恵子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢島　久資
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１６９号
仙台市泉区七北田字大沢相ノ沢２番地の８
債務者　長澤　恵美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２８３号
仙台市若林区卸町３丁目１番地の２　卸町市営住宅912
債務者　樋口　葉子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
山梨県甲斐市宇津谷4600番地１　コーポ笹本203号
債務者　加藤　博美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５４号
兵庫県高砂市西畑３丁目１番４－102号、従前の住所兵庫県高砂市曽根町2759番地の14
債務者　北風　亨子（旧姓門野）
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１６８号
兵庫県姫路市町坪281番地１　フリーデンＡ201
債務者　久津輪よしみ
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１７号
奈良市肘塚町291番地の46
債務者　大澤　良恵
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第９６号
奈良県桜井市大字三輪812番地　Ａ201
債務者　金川龍文こと　金　龍文
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
奈良地方裁判所